



基発 0803 第5号  
平成 29 年 8 月 3 日

独立行政法人労働者健康安全機構理事長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の  
一部を改正する省令の施行について

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御  
礼申し上げます。

さて、平成 29 年 8 月 3 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改  
正する政令（平成 29 年政令第 218 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する  
省令（平成 29 年厚生労働省令第 89 号）により、アスファルト等 10 物質とそれ  
らを含む製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDS  
の交付等を義務付け、また、製造・取扱いの際のリスクアセスメントの実施を  
義務付けるとともに、シリカのうち非晶質のものをこれらの措置の対象から除  
く改正を行ったところです。本改正につきましては平成 30 年 7 月 1 日より施行  
（シリカ及び結晶質シリカに係る改正については公布日施行）することとして  
おり、本改正政省令の施行につき別添の通り都道府県労働局長あて指示してお  
ります。

つきましては、貴団体におかれましても、化学物質等の適切な管理に関する  
制度改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員、事業場等に対する周知にご協力  
を賜りますようお願い申し上げます。